

業 務 規 程

第一 目的

(目的)

第一条 本業務規程は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。）第十六条第二項に基づき、公庫法第二条第五号に規定する危機対応業務（以下単に「危機対応業務」という。）を適正かつ確実に実施するための体制、実施方法、その他危機対応業務の迅速かつ円滑な実施に必要な事項を定めるものである。

第二 危機対応業務の実施体制に関する事項

(統括部署)

第二条 危機対応業務を統括する部署（以下「統括部署」という。）を、本店に置く。
2 統括部署は、危機対応業務の迅速かつ円滑な実施のための総合調整、企画・立案及び監督を行うとともに、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）との間で必要な連絡調整を行う。

(人員体制)

第三条 危機対応業務の統括部署に危機対応業務責任管理者（以下「管理者」という。）を置く。
2 管理者は統括部署の〇〇（例：部長、次長など）以上の者とする。
3 管理者は、危機対応業務を統括し、実施部店の監督を行うとともに、主務省庁への報告、届出等を行う。

第四条 実施部店には危機対応業務主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者は実施部店の〇〇（例：部店長、事務所長など）以上の者とする。
3 主任者は、実施部店における危機対応業務を統括し、管理者への報告、調整を行う。

(監査)

第五条 〇〇部（例：監査部）は、統括部署及び実施部店における危機対応業務が適正に運営されているかについて監査を行う。

(業務を行う地域)

第六条 〇〇（例：全ての都道府県、〇〇県など）において危機対応業務を実施する。

(相談窓口の設置)

第七条 公庫法第二十二条第三項に規定する危機対応業務の認定があったときは、速やかに、危機対応業務に係る相談窓口（以下この条において「相談窓口」という。）を設置する。

- 2 相談窓口は、前項の通知に係る危機対応業務を実施する地域を所管する実施部店その他必要と認める実施部店に設定する。
- 3 相談窓口は、営業時間中は常に顧客から相談を受け、回答ができるよう、適切に運営されなければならない。
- 4 主任者は、相談窓口において危機対応業務に関する相談を迅速かつ円滑に実施できるよう、職員の適切な配置、職員の教育その他必要な措置を講じる。

第三 危機対応業務の実施方法に関する事項

(提供する業務の種類)

第八条 危機対応業務として次の業務を実施する。（注：実施する業務の種類に応じて規定）

- (1) 特定資金の貸付け
 - (2) 特定資金に係る手形の割引
 - (3) 特定資金に係る債務の保証若しくは手形の引受け
 - (4) 特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得
 - (5) 特定資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受け
- 2 公庫法第十一條第二項の規定による認定ごとの一事業者に係る危機対応業務の限度額は、公庫法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針（以下「実施方針」という。）で定める範囲内において定めるものとする。

(対象となる資金等)

第九条 事業者の設備資金、運転資金を対象として、危機対応業務を実施する。

- 2 前項の資金を算定するにあたっては、災害等の罹災状況を確認し、復旧等に必要な資金の妥当性を検証する。
- 3 使途の確認は、原則として危機対応業務に係る全ての資金について行い、旧債振替にならないことを確認する。
- 4 使途事業が完成した等、資金の使途について確認可能になったときは、事業者から事業完了報告書の提出を受け、遅滞なく使途の確認を行う。
- 5 使途の確認は、現地における実地確認（設備資金の場合に限る。）及び証憑書類の照合等により行う。
- 6 前項において照合を行った証憑書類のうち、必要と認めたものについては、その写を徵する。
- 7 使途の確認を行ったときは、すみやかに、第四項の事業完了報告書及び前項の証憑書類

を添えて、管理者に報告する。

(審査の方法)

第十条 事業者の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握し、適切な審査に努める。

(資金の貸付等に関する事項)

第十一条 貸付等は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 貸付けの方法

証書貸付を原則とする。ただし、あらかじめ契約により貸付金の限度額を設けて行う場合その他手形貸付によることが適當な場合には、手形貸付を行うことができる。

(2) 利率

一般の金融情勢に応じ、公庫からの資金調達のコスト、信用補完措置等を勘案して利率を定める。

(3) 償還期限

償還の期限は、原則として設備資金は20年以内、運転資金は10年以内とする。ただし、必要と認めるときは、これを超えることができる。

(4) 償還の方法

実施方針で定める範囲内において分割償還又は一括償還の方法による。

償還にあっては、据置期間を設けることができる。ただし、実施方針第6条に規定する損害担保取引に係る特定資金の貸付け等を行う場合は、当該実施方針で定める範囲に限る。

分割償還は、実施方針で定める範囲内において、取引の態様に応じて、毎月、3ヵ月、半年払いのいずれかの方法による。

(5) 担保・保証

必要に応じて、担保及び保証人を徴するものとする。

(債務の保証)

第十二条 債務の保証は、次の各号により定めるところにより行う。(注: 実施する業務の種類に応じて規定)

(1) 債務の保証の方法

債務保証契約、債務保証委託契約の締結を原則とする。

(2) 債務の保証の料率

一般の金融情勢に応じ、公庫からの信用補完措置等を勘案して料率を定める。

(3) 債務の保証の期間

主たる債務の履行期限については、前条第三号の規定に準じる。

(4) 債務の保証の履行の方法

代位弁済の方法による。

(5) 担保・保証

必要に応じて、担保及び保証人を徴するものとする。

(社債の取得)

第十三条 社債の取得は、次の各号に定めるところにより行う。(注：実施する業務の種類に応じて規定)

(1) 社債の取得の方法

応募その他の方法による取得の方法による。

(2) 利回り

一般の金融情勢に応じ、公庫からの資金調達の費用、信用補完措置等を勘案して適正な利回りにて社債を取得する。

(3) 償還期限

第十一条第三号の規定に準じる。

(4) 担保・保証

必要に応じて、担保及び保証人を徴するものとする。

(貸付債権の譲受け)

第十四条 貸付債権の譲受けは、次の各号に定めるところにより行う。(注：実施する業務の種類に応じて規定)

(1) 貸付債権の譲受けの方法

貸付債権を譲受ける場合には、原則としてこれに付随する権利義務を併せて譲受ける。

貸付債権の譲受け後、必要と認めるときは、次号から第四号までに規定するところに従い、利率、償還期限及び方法並びに担保等の貸付条件を変更することができる。

(2) 利回り

一般の金融情勢に応じ、公庫からの資金調達の費用、信用補完措置等を勘案して適正な利回りにて貸付債権の譲受ける。

(3) 償還期限

第十一条第三号の規定に準じる。

(4) 担保・保証

必要に応じて、担保及び保証人を徴するものとする。

(重複利用の防止)

第十五条 危機対応業務の実施にあたっては、事業者から、他の指定金融機関から同一の資金に係る危機対応業務を利用していない旨の確認書を徴求することとする。ただし、他の指定金融機関との協調融資であって、一事業者に係る危機対応業務の限度額の範囲を超えないものについては、この限りでない。

第四 公庫から受ける信用の供与の内容に関する事項

(信用供与の内容)

第十六条 第八条に規定する危機対応業務を実施するため、公庫と次の取引を行う。

- (1) 公庫からの資金の借入
 - (2) 公庫による損害の担保
 - (3) 前二号に関し、公庫からの利子補給金の受給
- 2 公庫との協定に基づき信用供与を受け、危機対応業務の迅速かつ円滑な実施に努める。
- 3 公庫による信用供与に関しては、協定で定める事項を遵守し、適切に対応する。

第五 債権・文書の管理等

(債権の管理・回収方法等)

第十七条 危機対応業務において取得した資産は、原則として、危機対応業務を実施した実施部店において管理する。

- 2 実施部店は、常に危機対応業務において取得した資産の保全に必要な注意をなし、資産が毀損する可能性のある事実を見し、又は認知したときは、遅滞なく管理者に報告を行い、適切な措置を講じるものとする。
- 3 実施部店は、危機対応業務において取得した資産については、帳簿上他の資産と区分して管理を行わなければならない。
- 4 実施部店その他の危機対応業務において取得した資産を管理する部店は、公庫による損害担保履行後も、貸付金その他資金の回収に必要な注意をなし、善良なる管理者の注意義務をもって資金の回収を行う。

(文書の管理)

第十八条 総責任部署及び実施部店は、公庫法第二十三条に規定する帳簿、危機対応業務に係る契約書類、債務者の審査に要した資料その他危機対応業務を実施するために要した資料を適切に管理する。

- 2 前項の資料は、危機対応に係る債務者との取引終了後5年間は保存することとする。

以上